セコ町宿泊税のご案内

- ◆宿泊税の導入日: 令和6年(2024年)11月1日
 - ※11月1日以降の宿泊から宿泊税の対象となります。
- ◆納めていただく方: 二セコ町内の宿泊施設に宿泊される方

宿泊施設=旅館・ホテル、又は簡易宿所及び住宅宿泊事業(民泊)を営む住宅

◆納付方法: 宿泊料金の支払方法に応じて宿泊施設等へ納付してください。

(納付された宿泊税は宿泊事業者がニセコ町へ申告納入します。)

宿泊料金(1人1泊あたり)	税 額
5,001 円未満	100 円
5,001 円以上 20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上 100,000 円未満	1,000円
100,000 円以上	2,000円

※宿泊料金とは いわゆる素泊まり料金 とそれにかかるサービ ス料等のことをいい、 食事代や消費税等は含 みません。

◆宿泊税の使途

ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しの リゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振 ル・ 原本 原本 原本 原本 原本 図る 取組に活用します。 【現在想定している宿泊税の使い道】

地域内交通の充実	宿泊事業者の地球環境負荷低減を促進・支援
地域内での移動の充実に取り組みます。	宿泊施設の省エネ改修等を支援します。
観光協会組織強化、観光人材育成、 観光のデジタル化推進	景観・環境保全対策
観光人材の育成・確保や観光のデジタル化に 取り組みます。	景観・環境を守る取組や旅行者の安全確保に取り組みます。

◆お問い合わせ先

税制度について:税務課宿泊税係 松田または鈴木 zeimu@town.niseko.lg.jp

使途について: 商工観光課商工観光係 川埜または米田 kankou@town. niseko. lg. ip

電話:0136-44-2121 FAX:0136-44-3500